特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和7年11月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	公立認定こども園、私立保育所等の入退所事務(受付、決定、入所継続判定) 公立認定こども園及び私立保育所の保育料徴収(督促も含む)
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	· 名
子ども・子育て支援台帳ファイ	IL
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9の項
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項
5. 評価実施機関における	
①部署	こどもみらい部 こどもみらい課
②所属長の役職名	こどもみらい課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	那覇市役所 総務部 法制契約課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話 098-869-8191
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	那覇市役所 こどもみらい部 こどもみらい課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話 098- 861-6903
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	17年10月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	17年10月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実 されている。	施機関については、それぞ	れ重点項目評価書又は	全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作	業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
判断の根拠	バー登録や副本登録の際に 情報又は住所を含む3情報に ほか、下記の局面で特定個。 数人での確認を行うようにし	には、本人からによる照会を行 による照会を行 人情報の取扱 ており、人為的 番号及び本人 る申請書等の	「一登録事務に係る横断的なガーのマイナンバー取得の徹底や、何うことを厳守している。また、保いに関して手作業が介在するが対えが発生するリスクへの対策 青報のデータベースへの入力 保管	(ドラインに従い、マイナン 住基ネット照会を行う際には4 育に関する事務では、上記の 、、いずれの局面においても複

9. 監	查								
実施の	D有無	[]	自己点検	[0]	内部監査]] 外	部監査	
10. 1	10. 従業者に対する教育・啓発								
従業者	舌に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	E入れて テってい		
11. 1	長も優先度が高いと考	えられる	6対策		[]全	項目評価又	は重点	項目評価を実	実施する
最も優る対策	∳先度が高いと考えられ	<選択形 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)	特定個人情報の漏えい 技> 目的外の入手が行われ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 表正な提供・移転が行 情報提供ネットワークが 情報提供ネットワークが 特定個人情報の漏えい 従業者に対する教育・	れるリスク・ 事務に必要 不正に使 は使用等の けれるリステムを システムを システムを い・滅失・野	への対策 要のない情報 用されるリスク リスクへの対策 くクへの対策 通じて目的対 通じて不正な	との紐付けが ウへの対策 策 委託や情報提供は その入手が行れ を提供が行われ の対策	ネットワーク われるリ れるリスク	クシステムを通じた スクへの対策	
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が死	E入れて 5る		
	判断の根拠	編る例・・い用まさ管るのは、は、は、のでは、いまでは、は、は、は、ないでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、い	人情報を含む書類や モリは、事前に許可を活動合は、暗号化、パス「 定個人情報ファイルのシステムを構築するガッイルス対策ソフト導入	USBメモリ 得た媒体のフードによる フードによる フ滅失・毀れ バメントクラと	かの物理的安は、施錠できるみ使用でを る保護等を行 る保護等が一発 しかにおいっ ともに、シスー	適正な取扱い 全管理措置、 る書棚等に保 をなるようルール場合に をはるようが をはるようが をはるようが では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	に技 管端 管端 で ま は は き は き は き は き は き さ と は き き き き き き し し き き き き も し き き き き き き	るガイドライン(安全管理措置: ことを徹底している。 これでいる。 「ツクアップを付て継続的域ネット 続は閉域ネット	等を講じていいる。 いる。また、使いる。また、ウックリング、ログワークとしてい

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	那覇市役所 総務部 総務課 市政情報セン ター	那覇市役所 市民文化部 市民生活安全課 市民情報センター	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ-5.②所属長の役職名	こどもみらい課長 徳嶺 克志	こどもみらい課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-1及びⅡ-2いつ時点の計 数か	平成26年12月26日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	-	(項目内容追加)	事後	
令和2年2月1日	Ⅱ-1. 対象人数	1000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和2年2月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年4月1日	令和2年2月1日	事後	
令和2年2月1日	II-2. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年4月1日	令和2年2月1日	事後	
令和2年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	那覇市役所 市民文化部 市民生活安全課 市政情報センター 電話:098-862-9930	那覇市役所 総務部 法制契約課 市政情報 センター 電話:098-869-8191	事前	
令和3年9月10日	I−4 ②法令上の根拠	第二 13及び16の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	(情報照会の根拠)番号法第19条第8号 別表第二 13及び16の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号	事後	
令和7年10月20日	表紙 評価書名	保育所における保育の実施若しくは措置又は 費用の徴収業務 基礎項目評価書	児童福祉法による保育所における保育の実施 若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 基 礎項目評価書	事後	
	表紙 個人のプライバシ一等の権利 利益の保護の宣言	相直又は負用の徴収未伤にあいる行た個人情	那覇市は、児童福祉法による保育所における 保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関 する事務における特定個人情報ファイルの取 扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱い が個人のプライバシー等の権利利益に影響を 及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の 漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減 させるために適切な措置を講じ、もって個人の プライバシー等の権利利益の保護に取り組ん でいることを宣言する。	事後	
令和7年10月20日	表紙 公表日	令和2年3月24日	令和7年10月20日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ①事務の名称	保育所における保育の実施若しくは措置又は 費用の徴収	児童福祉法による保育所における保育の実施 若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	事後	
令和7年10月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	定、入所継続判定)	公立認定こども園及び私立保育所等の入退所 事務(受付、決定、入所継続判定) 公立認定こども園及び私立保育所の保育料徴 収(督促も含む)	事後	
令和7年10月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	保育システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー	事後	
令和7年10月20日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	公立保育所及び私立認可保育所入園者情報 ファイル	子ども・子育て支援台帳ファイル	事後	
令和7年10月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の8の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第8条	番号法第9条第1項 別表9の項	事後	
令和7年10月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠)番号法第19条第8号 別表第二 13及び16の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表17の項	事後	
令和7年10月20日		那覇市 こどもみらい部 こどもみらい課 〒 900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話 098-861-6903	那覇市役所 こどもみらい部 こどもみらい課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話 098-861-6903	事後	
令和7年10月20日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業			事後	様式変更により、追加
	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策			事後	様式変更により、追加